

マンションの 長期修繕計画作成費を補助します

-神戸市マンション管理適正化支援補助事業-

※本補助金の交付は1回までです。

補助の対象となるマンション

1. 神戸市に所在する分譲マンション
2. 長期修繕計画が未作成であること
3. 専有面積の1/2以上が住宅用途であること
4. 竣工した年度の4月1日から5年以上経過していること（2021.3.31以前に竣工）
5. 原則として建築基準法その他関係法令に適合していること
6. マンション管理状況の届出をしていること（又は実績報告書の提出までに届出をすること）

補助申請できる人

マンション管理組合の理事長

補助の対象となる経費

1. 国のガイドライン※に基づいた長期修繕計画を作成するにあたり
外部専門家に委託する費用
2. 住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存するマンションは、
全体共用部分及び住宅部分に係る長期修繕計画の作成費用のみ

※「長期修繕計画作成ガイドライン」国土交通省（令和6年6月改訂）

補助金の額

補助対象経費（消費税除く）×1/2 （上限30万円）

※千円未満の端数が生じた場合は切り捨て

申請時の提出書類

申請締切日：令和8年1月31日

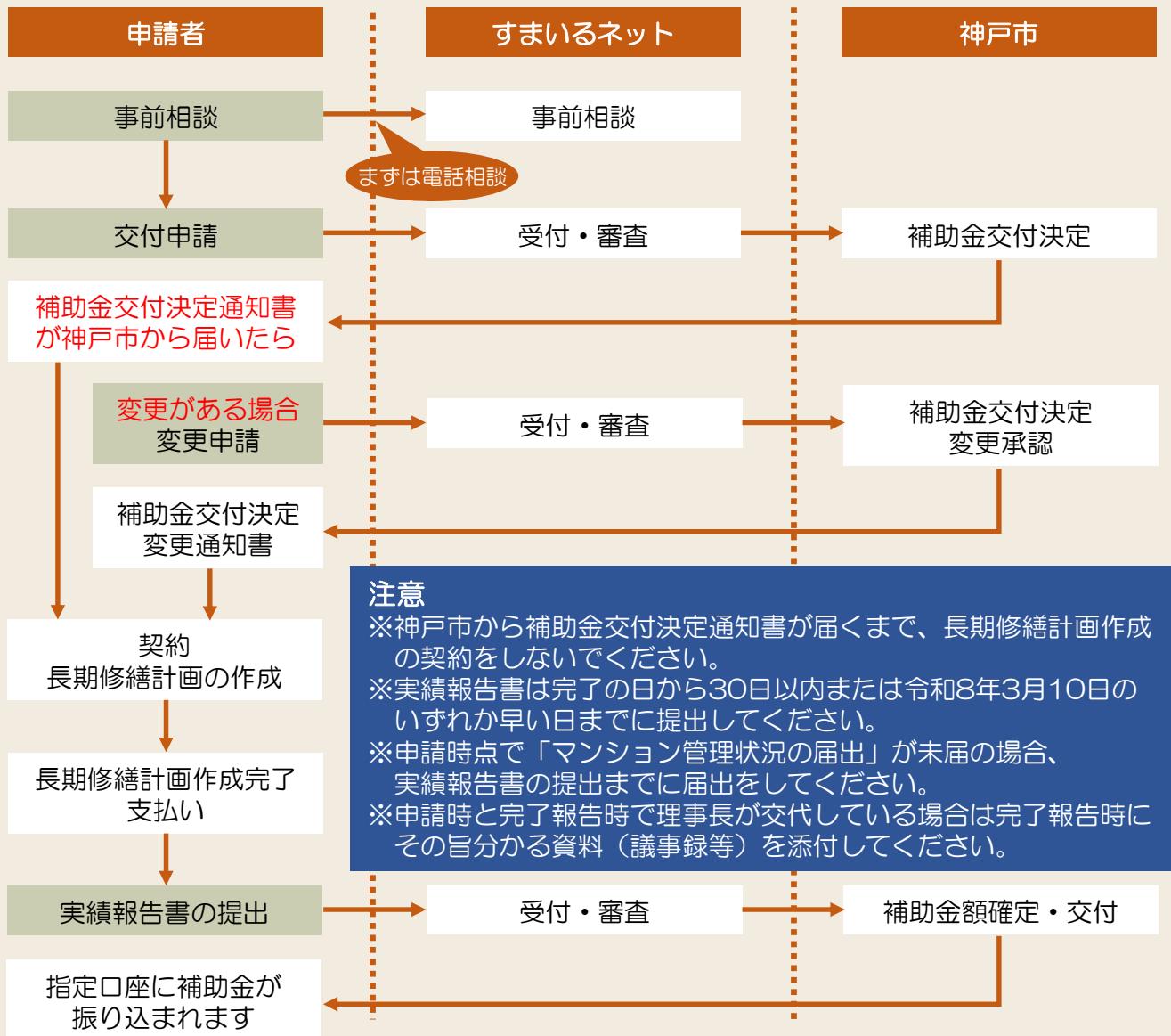
申請書類	注意事項
①補助金交付申請書（様式第1号）	申請者が管理組合理事長であること
②補助金の交付申請及び補助対象事業の実施に関する証書（様式第1号-2）	総会の議事録又は理事会の議事録を添付（事業実施・補助申請することを決議したことがわかるもの）
③補助事業概要書（様式第1号-4）	
④マンションの配置図	敷地形状、マンションの棟数、配置がわかるもの
⑤見積書の写し	補助対象項目と補助対象外項目を分けること
⑥築5年以上であることが確認できる書類の写し	建物登記簿、完了検査済証等
⑦補助対象経費算出根拠資料（併設用途がある場合）	算出表、管理規約等
⑧委任状	・申請者以外の代理人が申請する場合のみ ・受任者の本人確認書類（免許証等）のコピーを添付又は提示

作成完了後の提出書類

実績報告書締切日：完了の日から30日以内または
令和8年3月10日のいずれか早い日

申請書類	注意事項
①補助事業完了実績報告書（様式第7号）	
②長期修繕計画作成に係る契約書の写し	補助金交付決定日以降に契約すること
③委託先からの領収書の写し	長期修繕計画作成費の支払いが完了していること
④長期修繕計画書の写し	国の標準様式に準拠したもの

申請から補助金交付までの流れ



神戸市すまいの安心支援センター すまいるネット

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5丁目1-1 アスタくにづから番館2階

TEL : 078-647-9908

FAX : 078-647-9912

受付時間：10時～17時(水曜・日曜・祝日定休)

★マンション管理に関するお悩みは、専用ダイヤル「078-647-9955」にご相談ください



すまいるネット 神戸 検索